八尾市時報

発行所 八尾市役所
編集兼発行人 三上 幸寿
印刷所 秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数 23,000
定価 1部5円

都市建設の原動力

市税は年内に窓口へ

10日までの納税者に報奨金

〝あの道もこの学校も市税から〟市民のみなさん、市税はもう完納されましたでしょうか。今月は市民税、固定資産税、都市計画税の最終納期にあたっています。市ではこれら市税の一〇〇％徴収を目標に、去る十二月一日から年末までの一カ月間、全市挙げての市税完納促進運動を展開しています。この運動は、市民のみなさんの自主的な窓口納税を推進するために毎年展開されるもので、みなさんのご協力により、その成果は年々向上の一途を辿っています。ご承知の通り、市の歳所の凡そ半分はみなさんから納めて頂いた、大切な税金によりまかなわれています。市税はかわいいお子さんのための教育施設である学校をはじめ、各種の養護施設、消防施設などの整備のほか市の発展の根源となる道路の建設や改修を行い、みなさんの公共の福祉のために、形をかえて還元されます。

これらの事業は、みなさんの心からのご協力がなくては、思うように行うことが出来ません。皆さんが滞納されると、延滞金や加算金が、加算されて、なさん方の負担がふえるばかりでなく、工度、油が切れたエンジンのように市の計画している事業を遅らせます。いいかえれば、市税は市政の円滑なる運営をはかる上において重要なガソリンの役割を果しているのです。

市民のみなさん、市税は一日も早く近くの出張所または金融機関へ完納して頂き、この運動に、ぜひご協力下さるようお願いします。なお、市民税、固定資産税の各々第四期分、及び都市計画税の第二期分を今月の十日までにお納めになりますと、前納報奨金をその場でお渡しすることになっていますから、それだけ税金が安くなる勘定となります。

道水

簡易修理は無料

巡回サービス実施

水道事業所では今月一日から十五日まで年末特別水道サービス期間とし、次の日程で市内を巡回出張し水道に関する修理や改善についてのご相談に応じますと共に、簡単な修理は無料で行います。当日は午前九時から午後五時までの間皆様の地区へ水道事業所員が出向きます。ご家庭の水道のことについてのご相談はぜひこの機会をご利用下さい。なお蛇口からの漏水はパッキングを替えるだけでなおります。漏水修理だけでわざわざ水道事業所までおいで下さらなくても出張所に修理用パッキング（無料）を置いていますからご利用下さい。

日程

6（木） 柏村、都塚、恩智、教興寺
7（金） 萱振、萱振住宅
8（土） 西郡、新家
10（月） 久宝寺、大信寺
11（火） 三津、穴太、佐堂
12（水） 植松、安中
13（木） 渋川、太子堂、木ノ本 大正住宅
14（金） 跡部、亀井、竹渕
15（土） 太田、沼

なお雨天の場合は順延しますからご了承下さい。

声

米の中のまざり物

（問）当地区の米屋で配給された米の中に、釘や針金の屑が混っていて家族一同驚いています。従来から混り物が入っていることが、たびたびあり危険なので、厳重に検査されるよう手配してほしい。

（山畑地区一市民）

（答）混り物については、早速調査したところ、調査当日には、見当りませんでしたが、大切な主食のことでもあり、厳重に警告しました。また、主食の運搬についても十分注意するよう、申し入れておきましたが、今後万一このようなことがありましたら、直ちにご連絡下さるよう、みなさん方のご協力をお願いします。（経済課）

防犯灯を免税に

（問）現在、市内には、多数の防犯用電灯があって、電灯料金も莫大な額となっています。しかも料金の殆んどが、地元負担となっており、公共の用に供されていることから考えて、非課税とならないだろうか。

（八尾第三地区）

（答）現行法規による電気ガス税は、警察が使用する電気に対しても課税されています。ただ、非課税規定は、特殊の物品製造用電力と、学校教育法によるものなどに限られていますので、防犯灯に対する電気税は、現在非課税となりませんからご了承下さい。（税務課）

葬儀の簡素化

（問）死亡家庭に対する弔慰者のお悔みは結構だが、大勢の人が来て、無駄話で日時を費すことは迷惑である。新生活運動が各地で叫ばれている折柄、自治振興委員会においても特に、葬祭の簡素化を励行されるようお願いする。

（一市民）

（答）新生活運動の一環としての冠婚葬祭の簡素化については、市内の各婦人会及び青少年指導員が中心となり早くからこれを掲唱、運動が展開されていましたが、去る七月の自治振興委員会幹事会でも全面的にこの運動に協力することとなりました。また、この運動と併行して、さきに市民のみなさんから応募いただいた〝諸事倹約〟標語の中から、別掲の入選作品をビラに印刷して、各世帯に配布することとなり、冠婚葬祭の簡素化は、今日では単なるかけごえではなく、全市的な運動として展開されていますから、皆さん方のご協力をお願いします。（広報課）

最優良児

俊之ちゃん 孝美ちゃん 優良赤ちゃん決る

衛生課では今年の九月に赤ちゃんの一斉健康診査を行いましたが、これらの受診者の中から今年度の健康優良乳幼児十二名が選ばれ、去る十一月二十二日市役所で表彰式が行われました。

今年の乳幼児一斉健康診査は二十九年九月一日から三十一年五月三十一日までに生れた赤ちゃん二、四六五人を対象として行われましたが、受診者は一、四三四人でした。赤ちゃんの栄養状態は毎年よくなっていますが、選考の結果、栄養状態が甲の方二八一名を選出し、さらにこの中から書類審査を行い、第二次審査の候補者四二名を選び、第二次審査を十一月十六日に保健所で行いました。当日は三九名の方が受診され、審査員六名によって慎重に審査を行った結果、今年の健康優良児十二名が選ばれました。

最優良児

中川 俊之（男） 太田東平寺
井堂 孝美（女） 大竹

優良児

浅井 雄二（男） 山本南六反
菅村 剛巳（男） 久宝寺西町
井上工子（女） 穴太本町
山本 君世（女） 西郷門前町

準優良児

角野 福万寺一、五六五
長 繁一 竹渕二三区ノ三
和田 伸彦 久宝寺本町
浜津 俊男 山本仲町
灯下 博一 郡川
脇屋道玲子 萱振府営住宅

31年版 市勢要覧発行

長らくお待ち兼ねの「昭和三十一年版市勢要覧」が、発行されました。

本版は、三カ町村合併後初めてのもので、従来の菊判とは全く装を新たにしたB5判、八十頁に及び、表紙には本年四月、全国初の民間空港として発足した、八尾飛行場の写真を使用し内容は昨年度の市勢概要をはじめ、市政のあゆみを収録し、写真を主とした豪華なものです。なお、この要覧の編集にあたって、貴重な資料や斬新な企画による広告をご提供いただいた多くの方々に対し、心からお礼申上げます。

府下初の円型病棟

八尾伝染病院完成

八尾伝染病院（八尾市、河内市、枚岡市、柏原町の組合立）の新病棟、円型病院が市立病院の南側に完成し、今月中頃に旧病棟（市内穴太）から移転します。

円型病棟は今までの建築に比し❶同一面積で最大の収容力を持つ。❷建物が非常に安定している。❸建築費が安くてすむなど色々の利点を持っています。今回建設された伝染病院は直経二十米、高さ八米の鉄筋コンクリート三階建、外観はうすみどり色、ガラス張り総窓のスマートな建物で、十六病室（六十六ベット）の外、管理入室、処置室、洗濯室、仕上室リネン室と各階の中央に医局看護婦詰所があり密越しに全ての病室が見通せ看護に便利にできている。この外荷物用エレベーターもあり完全給食完全看護が実施されます。

なお工事は大木建設の手で今年二月から着工されていたもので工費二千万円全国で二番目のものです。

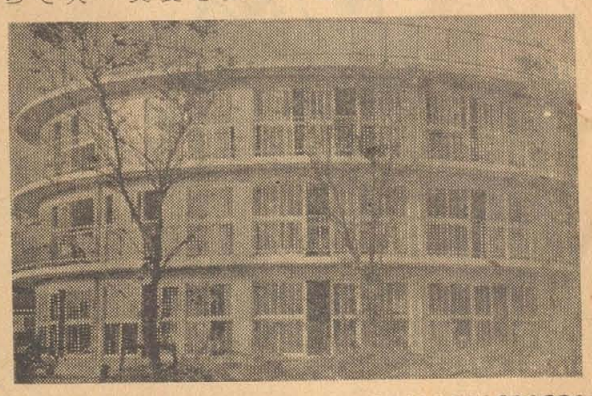

（完成した円型病院）

伸びゆく市政に遅れぬ納税

種痘の接種

既報の通り市では只今、第二期の定期種痘を別項の通り実施しています。今回は昭和二十五年四月一日から同二十六年三月三十一日までの出生者が該当しますが、通知書の届かない方でも受けられます。かわいいお子さんを、おそろしい痘禍から護るためにも、指定日には必ず受けて下さい。

（料金） 一人 二十円
（時間） 午後一時三十分から同四時まで

場所	接種日	検診日
和小学校	十日	十三日
西郡診療所		
山本小学校	十一日	十四日
高安診療所		
北高安小学校	十七日	廿日
南高安小学校		
八尾小学校	十八日	廿一日
渋川出張所		

異動申告は年内に

家屋の増改築など

年の瀬もせまり、新春への準備にお忙がしいことと思いますが、家屋の異動申告をお忘れの方はありませんか。ご承知のとおり、家屋の新築、増築、改築、滅失などの異動があった場合には、家屋台帳法に基いて、一カ月以内に所有者が、市を経由して、登記所（久宝寺中学南側法務局八尾出張所）へ申告しなければならないことになっています。

申告は所有者の義務であると同時に権利であり、登記と違って費用があまりかかりません。みなさんの家屋が常に適正なものとして家屋台帳に登載されるためのもので、未申告の場合は、思わぬ不利益を受けられることがありますから、必ず申告して下さるようお願いします。

なお、固定資産税と都市計画税の賦課についても、申告が出されていないと、滅失された家屋が台帳では抹消されずに、次の年度にそのまま賦課されてみなさん方にご迷惑をお掛する事になります。また学校、金融機関、その他へ提出する必要が生じた時、みなさんから課税内容の証明を願い出られても、証明できないことがありますので、未申告の方は、年内にぜひ申告手続を終えて頂くようお願いします。

本年中の新築、増築分については年内に係員がお伺いして、実測と評価をしますが、これは課税の公平を期するためのものですからこれによって異動申告が済んだものと誤解されないようご注意下さい。

なお、今年七月厚生省調査週間の行事として満五才の子とその母を対象に行われた、歯の検診の結果選ばれたよい歯の母子も同時に表彰されました。

○倉内代利子 成法寺 秀子
○山科 操 東郷 典子
○福島 利昭 柏村 登美子

（写真は市長に抱れた優良児）

市税完納促進運動に協力しよう

八尾市では今月一日から末日まで特に市税完納促進運動を行っています。あの道も、この学校も、消防も病院も、すべて市民の皆さまから納めていただいた市税によって、充実し、より立派に、便利なってゆくのです。

これはいうまでもなく個人、個人が納税に協力するという、みんなの力の結果です。あなたの滞納はそれだけ八尾市の発展をおくらせます。

どうかこれら市税完納の大初な意義を深くお考え下さい、明日とはいわず今日の中、ついでといわずにいますぐに皆さまそろって市税をお納め下さい。

第三回 史跡めぐり案内

第三回史跡めぐりは去る十一月二十八日開催の地区代表者会議により今回は八尾、久宝寺地区と決定実施されることになりました。皆さんの参加をお待ちします。

記

一、日時 十二月九日（日）午前九時、西郷常光寺前に昼食携行の上集合
一、場所 キリシタンの墓―麟角堂―許麻神社―久宝寺御坊（願証寺）―八尾御坊（大信寺）―慈願寺―飯田忠彦の旧邸―環山楼
一、講師 山下信太郎氏（教育長）沢井浩三（八尾高教諭）西岡三四郎（郷土史家）
主催 八尾市青少年問題協議会

諸事倹約入選標語

一等
倹約は人といわずに自分から（白木弥一郎）

二等
一寸待てこれはむだ金赤信号（森田秀子）
守れ倹約 働け市民（寺尾市次郎）

三等
倹約守りて国守ろう（寺尾私一郎）
倹約は明日といわずに手もとから（白木弥一郎）
結婚は衣装もちより心もり（池永喜久）
見栄よりも永い一生堅実に（稲森英子）

発展への基礎固め
基本的施設（学校 道路）を整備
市債 投資的経費へ充当

地方財政の現況

地方公共団体の財政の窮迫については既に皆様のご承知の通りであり、勿論政府においても地方財政の再建に関して種々対策を検討していますが、最も緊急を要する赤字団体に対する対策にしても、漸く「地方財政再建促進特別措置法」を制定し、過去の赤字を解消する手段として赤字公債の発行を認めると共に行政水準の低下を余儀なくさせるような圧縮を強要して、ともかく収支の均衡を保たせ、新規の赤字発生をおさえて行くための一連の方策を打ち出したのであります。

したがつて根本的な行財政制度の不均衡の是正と、これによる健全財政の確立には、なお多くの問題が残つています。

均衡財政を維持

このような状況の中にあつて、われわれの八尾市も幾度か危機に直面しましたが、幸い市民の皆様のご協力により、或は緊縮条例の実施等と併せ、均衡財政を維持することができました。

このため一路建設に邁進することができ、市制施行後日も浅いにもかかわらず非常な発展を遂げることができました。

三十年度初めには、多年の懸案であつた隣接町村との合併の実現をみ、中堅都市としての発展の基礎を一層固めることができました。産業都市大阪の近郊にあつて生駒山系に及ぶ新市域は、将来の発展に大きな希望を持ち得る反面その建設には多額の経費が必要です。

この合併によつて提供せられた処女地を如何なる方向に導くかについて、先づ第一に地域の特質を分析し十分検討を加えると共に、綜合開発の財源を何に求めるかということに三十年度の行財政々策の重点が向けられました。

第一図　30年度款別決算表

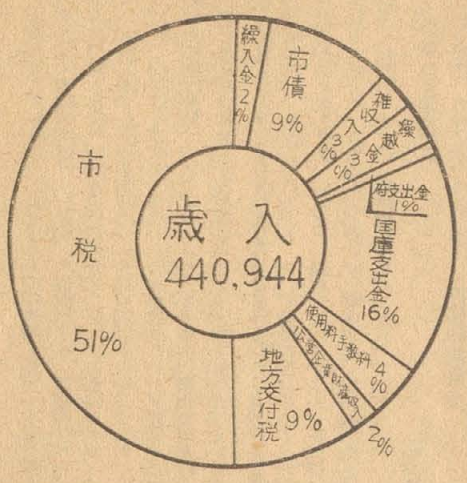

第二図

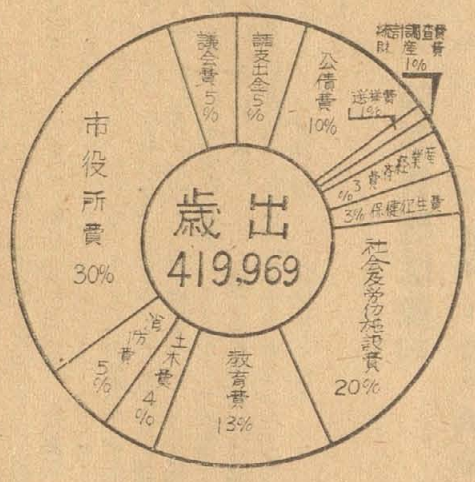

社会福祉に重点

以上を昭和三十年度決算並に三十一年度予算によつて容易にご理解していただけるよう主として図表で表わしました。

先ず昭和三十年度について如何程の経費を使い、どのような仕事（行政）を行つてきたかといいますと第二図をご覧下さればお解りのように、仕事をしていくために必要な人件費とかその他の事務費などが組まれている市役所費が決算額の三〇%を占めていますが、仕事上重点のおかれている科目は社会及び労働施設費と教育費にあることがお解りと思います。

社会及び労働施設費は主として生活困窮者の保護費、保育所、母子寮等児童福祉費並に市営住宅の建設費或は失業対策費等、市民福祉のために使われた経費です。即ちこれらの費用は憲法の趣旨に副い国の行政の一環として行われるものですが、この経費が多いということは単に他の費用にあてられる経費が少なくなるというだけでなく、端的に市民経済の実態を裏書しているものであり市民平均所能力の低いことを意味しています。

教育施設の増築

教育費では戦後行われた教育制度の改正により六・三制が施行され、当市においても一応の整備を早急に実施したのですが、市の急激な発展は人口の急増を招き、現在の施設では到底これを収容することができない状態となり、増築に増築を重ね毎年この建設事業に追い立てられているのが現在の姿です。市の発展は誠に喜ばしい現象ですが市の財政に圧迫を加えていることは否めない事実です。更にこのほか土木費、産業経済費等市の建設的な投資的事業経費がこれに加わつてきますが、これを賄うには市税収入だけではどうしても不足しますので、市では毎年三千万乃至四千万円の金を借入して事業を継続しています。この借入金（市債）は概ね十カ年で返済するものですから、返済金は年々相当増えてきています。

従つて表を見ても市の財政支出の上で公債費（借入金の返済金）が多額に上つているのにお気付でしょう。公債費が大きいと言うことは、過去において種々の仕事を行うため止むを得ないことですが前述のように自己財源の市税のみでは到底この経費がまかないきれないため、毎年政府その他から借入を行つてきた結果であつて、これら過去の投資は市政施行の日浅い本市にとつて、先ず学校とか道路とか、市としての基本的施設への投資が優先されたため投資の効果、即ち市税源の伸長があまり目立つて現れないで、返済金が市財政に相当の影響をもつて現れています。

第四図　30年度才出決算分類表

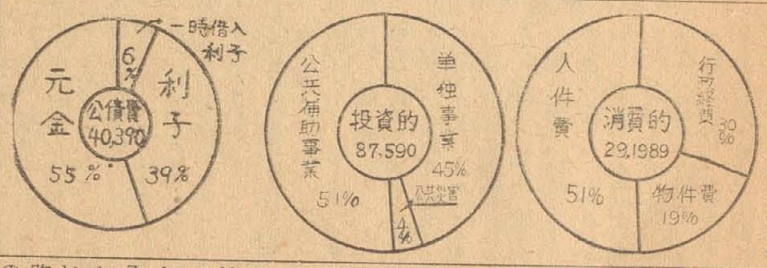

30年度に建設の市営住宅

土地改良事業として継続工事を行つている振水路

30年度 市情の公表

告示第一一八号

地方自治法第二四四条第一項並びに八尾市財政事情の公表に関する条例の定めるところにより本市の昭和三十年度財政事情を公表する

昭和三十一年十一月二十七日

八尾市長　脇田　幾松

昭和三十年度中にわれわれの八尾市がどのような仕事（行政）を

消費的経費を節減
都市建設へ邁進

市税の収入状況は第七図のように近接都市や同規模の都市と比べましても第一位の好成績を挙げています。これは市民の皆様のご協力を如実に物語るものです。にもかかわらず何故このような借入をしなければならないのでしょうか、それは第六図の他都市との比較表をご覧下さればお解りになりますように本市は、市民一人当りの税収が相当低いためです。これは先に社会福祉に関連してご説明しましたこと並びに八尾市が近代都市としてなお開発不十分な地域があるにこのほか土木費、産業経済費等市の建設的な投資的事業経費がこれに加わつてきますが、これを賄うには市税収入だけではどうしても不足しますので、市では毎年三千万乃至四千万円の金を借入して事業を継続しています。この借入金（市債）は概ね十カ年で返済するものですから、返済金は年々相当増えてきています。

従つて表を見ても市の財政支出の上で公債費（借入金の返済金）が多額に上つているのにお気付でしょう。公債費が大きいと言うことは、過去において種々の仕事を行うため止むを得ないことですが前述のように自己財源の市税のみでは到底この経費がまかないきれないため、毎年政府その他から借入を行つてきた結果であつて、これら過去の投資は市政施行の日浅い本市にとつて、先ず学校とか道路とか、市としての基本的施設への投資が優先されたため投資の効果、即ち市税源の伸長があまり目立つて現れないで、返済金が市財政に相当の影響をもつて現れています。

苦しくなる財政

しかし現行地方税制度の下では地方団体の財源は大企業乃至は大規模法人の所在している地域に非常に有利であつて、本市のように個々の零細な市民所得の上に依存する、市財政は、まことに寸時の油断もできない状態で年々苦しくなりつつあります。

このような現状においては抜本的な改革が強く要望されるのですが、少なくとも現在の経済力に即した行政内容を以つて市民の皆様と共に充実強化を図りたいと思います。

行政の内容充実へ

31年度予算執行

昭年三十一年度予算は、与えられた財源を最も効率的に運営し、赤字都市のように行政水準が低下することのないよう心懸けると共に、財源の確保に十眼をおき、日々の予算執行にも細心の注意を払い建全な財政運営を行うよう鋭意努力しています。以上簡単ですが当市の財政事情をお知らせします。

第五図

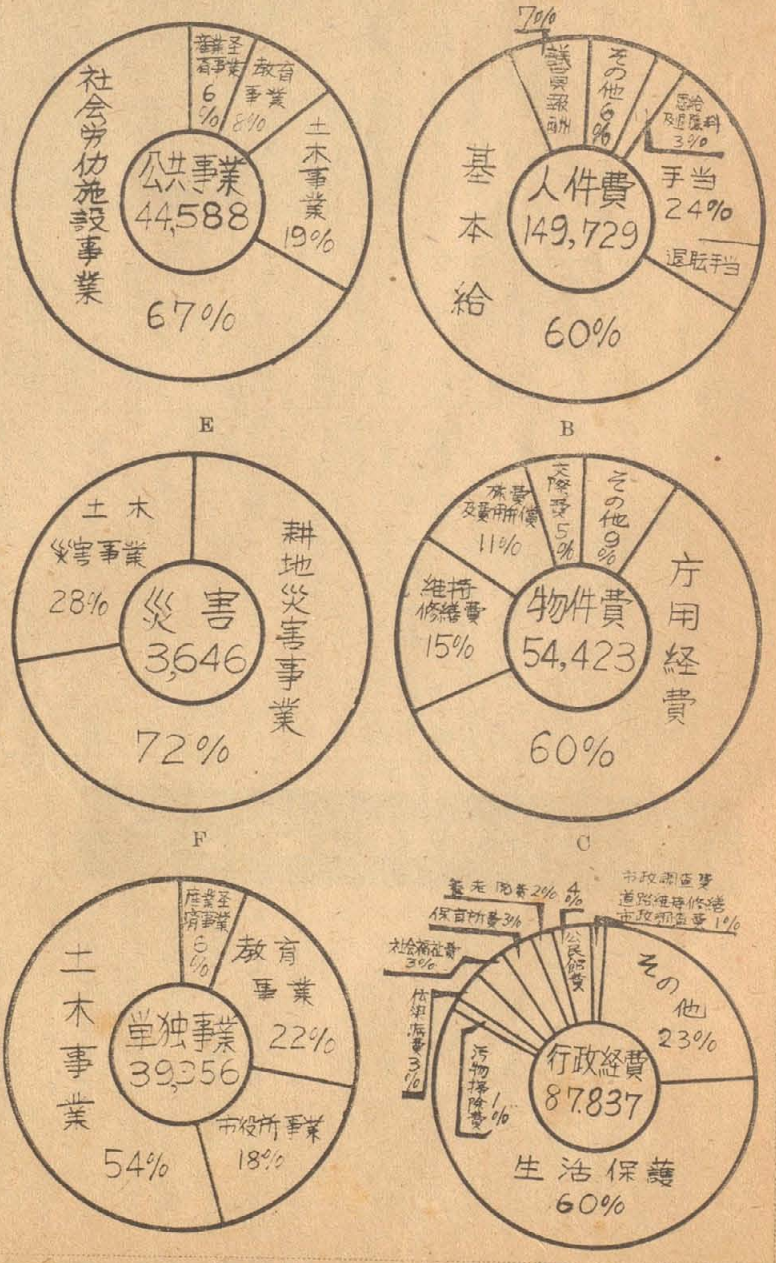

第八図

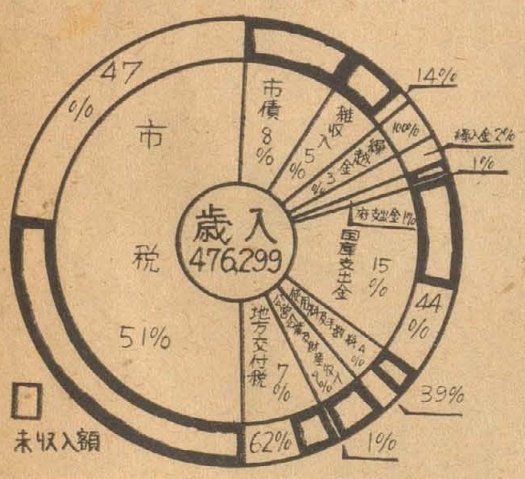

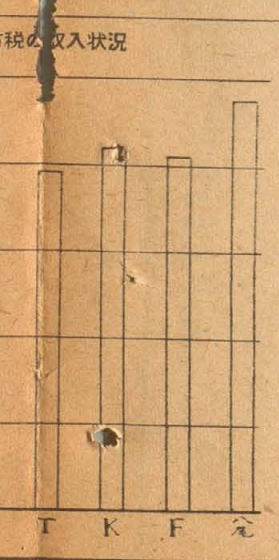

第六図　各都一人当り決算状況

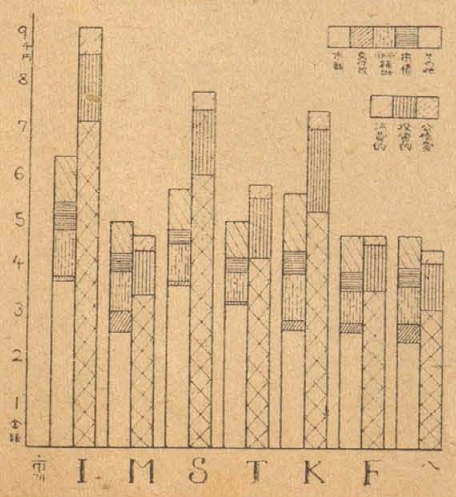

（財務報告資料に依る）

昭和30年度 財政事情

八尾市がどのような仕事（行政）をされ程お役に立ったか、是にこれら仕事をするため十分な収入が得られたであろうか、そのうち皆様に何程のご負担を願ったのであろうか等についてお知らせし、皆様のご批判を仰ぐと共に十分なご理解を賜りたいと思います。（係）

新市域の施設を充実
三十年の水道事業

なお昭和三十年度に行つた特別会計上水道事業は、前年度に引続いて配水管及び配水枝管の敷設改良工事を行い、給水の普及を計つてきました。即ち福万寺、上の島、万願寺、東弓削に延長二、〇二九米の配水管を敷設し、一、一〇〇人に給水を開始すると共に、南高安と柏村末端配水管との連絡工事七六八米を実施し水圧の増加を計つた。また合併により、南高安町恩智地区の簡易水道の引継を受け給水を開始すると共に新たに未施工地区に配水管を敷設し、南高安町全域の給水を完了しました。高安地区に簡易水道の施設を計画し、申請の結果昭和三十、三十一年度の継続事業として総工費千四百万円の認可を得、三十年度分として六百万円の工事を完了し、深さ一〇三米戸、一五馬力揚水ポンプ二基を備え、一一五〇%%配水管九三五米を布設した。三十一年度分八百万円の工事完成により四千九百人に一人一日最大一五〇立平均一〇〇立の給水が可能となります。これらの工事を逐次完成することにより伝染病の発生を防止するなど環境衛生の見地から住民の福祉を増進し、文化生活の向上に寄与しています。

なお、これとは別に三十一年度より地方公営企業法の適用を受けるため種々準備を行つた。詳細は左表の通りである。

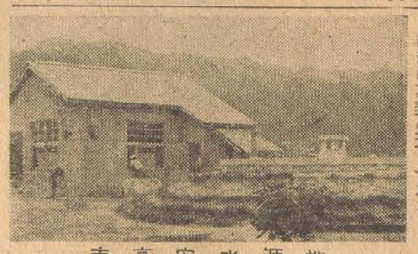
南高安水源地

事務事業実施状況

1. 収入状況

歳入科目	予算額	調定額	収入済額	予算に対する増減
上水道使用料	43,899,320	45,218,093	43,797,591	△ 101,729
量水器使用料	904,300	1,001,263	980,904	76,604
量水器検査手数料	1,500	300	300	△ 1,200
給水工事手数料	151,000	180,700	180,700	29,700
給水工事収入	6,500,000	10,154,163	10,154,163	3,654,163
修繕工事収入	396,000	559,012	559,012	163,012
雑収入	4,272,996	4,344,322	4,344,322	71,326
前年度繰越金	7,144,198	7,144,198	7,144,198	0
国庫支出金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
府支出金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
繰入金	2,790,000	2,790,000	2,790,000	0
市債	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
計	70,559,314	75,892,051	74,451,190	3,891,876

2. 支出状況

其の一

歳出科目	予算額	支出済額
業務費	10,807,299	10,505,962
浄水及送水費	19,370,250	18,775,315
配水費	725,000	645,001
量水器費	3,827,550	3,144,750
諸費	823,218	810,958
給水工事費	6,660,000	6,581,560
修繕工事費	574,900	573,471
企業債利子	5,148,344	5,148,344
旧南高町債務弁償金	5,671,050	5,671,050
賠償及償還金	4,778,703	4,778,703
建設改良費	4,883,000	4,675,815
高安簡易水道布設事業費	6,000,000	6,000,000
一般会計繰出金	1,290,000	1,290,000
計	70,559,314	68,600,929

其の二

科目	予算額	支出済額
人件費	8,639,099	8,639,099
受水費	13,234,063	13,234,063
電力費	5,012,437	4,721,761
原材料費	12,423,969	12,237,124
原材料以外の物件費	3,710,881	2,925,077
企業債償還金	9,927,047	9,927,047
簡易水道事業費	6,000,000	6,000,000
量水器費	3,827,550	3,144,750
その他	7,784,268	7,772,008
計	70,559,314	68,600,929

昭和三十年度の財政事情の公表は、目でみる八尾市の財政とするため予算、決算表を図表化しグラフで表わしましたとのため本文は市の財政事情の解説とグラフの説明程度にとどめました。

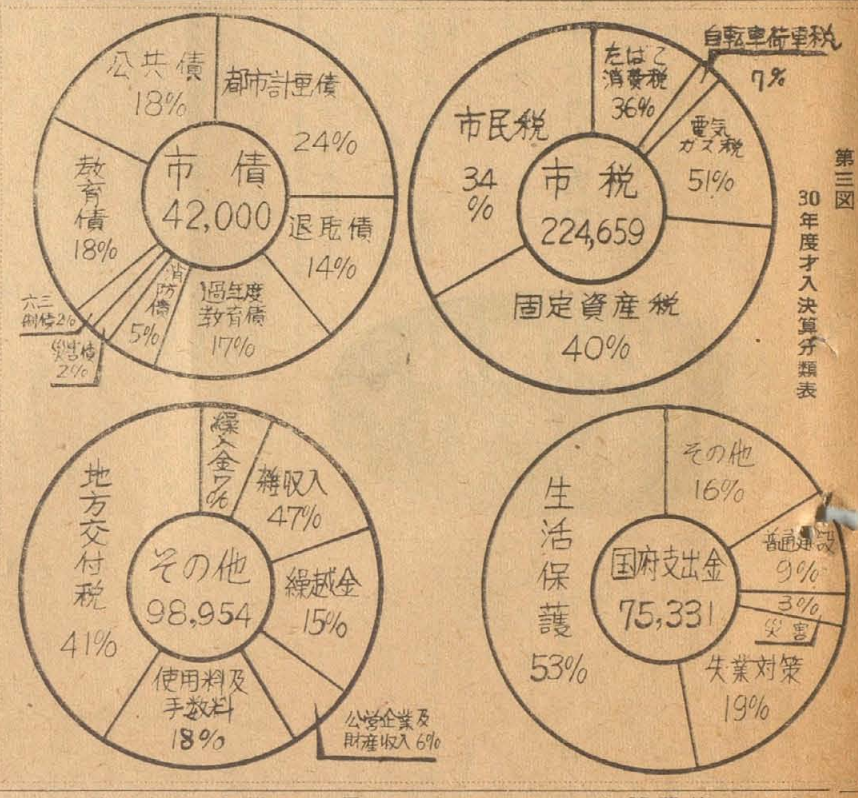

第三図　30年度才入決算分類表

成法中学校の30年度分増築校舎

効率的な執行（経費）計画通り実施（事業）

本年は特に人件費の節減に配慮し、希望退職者を募り将来における人件費の増高を防ぐと共に人事の刷新を計つたのです。又投資的経費につきましては第五図D、E、Fに図説している通りそれぞれ計画通りの事業を実施し、市建設の一端としての成果を上げてきました。しかし全国の各赤字団体は「地方財政再建促進特別措置法」と言う法律にしばられ、市としての個性を全くなくしたような情勢に一日一日追い込まれています。

幸にして当市は市発足以来まがりなりにも健全財政を維持して来たため、このような法律には何んの関係もなく、一路新八尾市建設のために個性を生かし独自の創意と工夫により邁進できることは誠に喜ばしいことです。これはひとえに市民の皆様の市政に対する絶大なご協力と深いご理解の賜であることは申すまでもありません。

収が相当低いためです。これは先に社会福祉に関連してご説明しましたことと並びに八尾市が過疎地としてなお開発不十分な地域があり全体としては貧困状態にあるためです。

以上の観点からどうしても本市の財政は、経費の効率的な執行を宿命的に要請され、このため諸経費の節約、中でも消費的経費の節減を極力実施すよう毎年心懸けてきました。

教育委員会規則制定

教育委員会では去る十月から新しい法律に基いて再発足しましたが これに伴い教育委員会規則が 制定並びに改正されました。

八尾市教育委員会公告式規則中改正規則

本文中「教育委員会法第五十三条の規定に基く」を削除する。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日より適用する。

八尾市教育委員会々議に関する規則

第一章　委員長職務代理者の選任方法

第一条　委員長の選挙は、会議において、無記名投票により行い有効投票の過半数を得た者（その者が二人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定めるもの）をもつて当選人とする。

第二条　委員長が事故があるとき又は欠けたときは、先任の委員（先任の委員が二人あるときはこれらの者のうち年長のもの）が委員長の職務を代理する。

第二章　会議

第三条　教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

第四条　会議は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員二人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して、請求があつたときに招集する。

第五条　会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を、あらかじめ、各委員に通知して行う。

2　会議の招集を行つた場合には委員長は、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。

第六条　委員は招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

2　委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに委員長に届けなければならない。

第七条　開会及び閉会は委員長が行う。

第八条　会議は、おおむね左の順序で行う。

一　開　会
二　前会会議録の承認
三　委員長報告
四　教育長の報告
五　議　事
六　その他
七　閉　会

第九条　委員は動議を提出することができる。

2　動議が提出されたときは、委員長は会議にはかつて、これを議題としなければならない。

第十条　動議を提出し、又は討論しようとする者は、委員長の許可を受けて、発言しなければならない。

2　二人以上が発言を求めたときは、委員長は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。

第十一条　一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

第十二条　委員長において論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて、採決しなければならない。

第十三条　委員長は順次、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2　委員長は必要あると認めるときは、会議にはかつて、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

第十四条　修正の動議は原案にさきだつて可否を決する。

2　修正の動議が数箇あるときは原案に最も遠いものから順次採決する。

3　すべての修正の動議が否決せられたときは原案について採決する。

第十五条　会議は委員長の許可を得て傍聴することができる。ただしその決議により、秘密会としたときは、この限りでない。

2　傍聴の手続傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

第十六条　この章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

第三章　会議録

第十七条　会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

第十八条　会議録は、委員長が事務局職員中より教育長の推せんする者を指名して、これを作成させる。

2　会議録には、委員長及びその日の会議に於て委員長の指名する委員一名が署名しなければならない。

第十九条　会議録には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　開会及び閉会に関する事項
二　出席委員の氏名
三　委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名
四　教育長等の報告要旨
五　議場及び議事の大要
六　議題となつた動議を提出した者の氏名
七　質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
八　議決事項
九　その他委員長又は会議において必要と認めた事項

第二十条　会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、委員長はこれを会議にはかつて決定する。

第二十一条　この章に定めるもののほか、会議録について必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

第二十二条　この規則を改正しようとするときは、在任委員の三分の二以上が出席した委員会の会議において議決することを要する。

以下四面へつづく

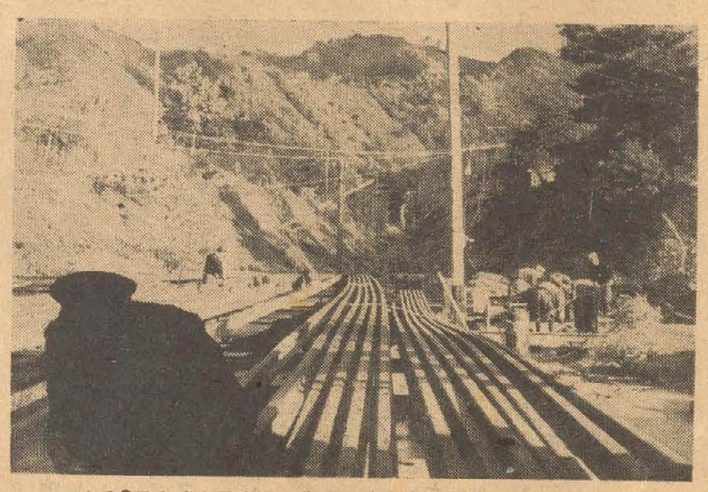
来春3月完成を目ざし、復旧工事を急ぐ信貴山ケーブル線

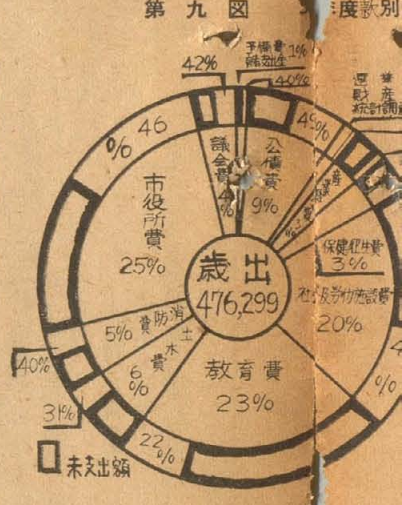

第九図

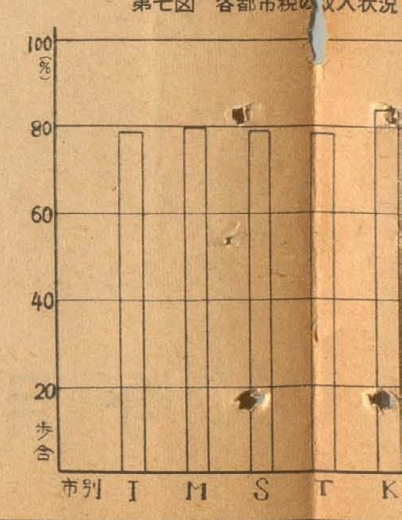

第七図　各都市税の収入状況

第一回八尾史跡巡回レース挙行

実施 來春一月六日（日）

賞金は十名に千円

八尾市青少年問題協議会では郷土文化の研究のため別項の通り第二回の市内の史跡名勝めぐりを行い好評をはくしていますが、去る十一月二十八日開催の地区指導員の代表者会議を開催、来る一月六日八尾史跡巡回レースを行うことに決定しました。参加資格は市民であれば誰でも、参加できるレースで目下具体案を練っていますが、大体次の通りですからふるつて応募して下さい。（写真は史跡めぐりで講師の説明を聞く参加者）

まずコースは八尾地区の場合は環山楼（八尾小校庭内に）に集合し、市内各地区の主として史跡を中心に巡回するといつたもので、各地点に到着の際は所定の用紙に記念スタンプを捺印してもらい、この全部（十二カ所）を終了した方に対し、抽せんにより賞金を渡そうというものです。勿論このレースは勝負をきそうためのレースではなく、市民全部の参加して、当市にある史跡を中心に郷土文化の研究をして、立派な八尾市民になつていただくのが念願です。

くわしいことはポスターと次号の時報（一月五日号）でご通知しますが、申込は用紙などの作製上、来る十二月二十日から二十五日まで各地区の指導員さんまで申出ていただくようお願いします。

なお、このレースは各地区どこから廻つていただいてもよく、また原則として徒歩で廻つていただくことがいいのですが、自転車による巡回でも別に失格とはなりません。雨天の場合、小雨は決行の予定で、賞金は二万円（一人一、〇〇〇円十名）とし全員に参加賞をお渡しします。

コースは次の通りです。

八尾地区　環山楼
用和地区　萱振御坊
西郡地区　木村重成の墓
山本地区　山本高校
高安地区　玉祖神社
南高安地区　教興寺及恩智城趾
南の青年会場
曙川地区　出張所
竜華地区　渋川神社
竹渕地区　将軍寺
大正地区　光運寺
久宝寺地区　久宝寺御坊

お金はまず預金

皆さんが郵便局にお預けになつた貯金は、一体どのようにつかわれているのでしょうか。郵便預金はいままでざつと五千七百億円という大きな額になつていて、このおかねが大蔵省の資金運用部を通じて私たちの市や町村を住みよくするための施設である学校、病院道路、橋、水道などの建設に役立つています。

しかも運用部の資金総額は約九千二百億円で、そのほぼ六〇％が郵便貯金によつて占められているのですから、皆さんの郵便貯金がふえることは、そのまま〝豊かな国〟〝豊かな市〟を築くことになります。ちよつとしたお金でも郵便局に預けましよう。毎日の家計から節約したお金がつもつて大きな金額になるのも楽しいものです

（郵便局）

人権相談日の特設

十二日に市役所で

全ての人は生れながらにして自由であり、平等であり、侵すことのできない人間としての権利を持つているという考え、これが基本的人権の尊重ということです。法律を知らないため、人権を侵されて困つている方々の相談役として当市にも人権擁護委員がおられ、毎月第三水曜日を定例相談日と定め、人権問題などの相談をしていただいていることはすでにご存知の通りです。

今月の四日から十日までの一週間は人権週間です。

この週間中には主として「暴力の一掃」「迷信の打破」「売春の防止」の三つを運動目標とし、全国で種々の催が行われています。当市では人権週間の行事の一つとして十二月十二日（水）午後二時から「特設人権相談」を市役所で行います。

最近は人権尊重の思想も普及してきましたが、反面自由を勝手気儘に取り違え、人権が間違つて主張されていたり、また無智や偏見や因習が残つていて、人権が無視されている場合が見られます。これらのことは他人事ではないのですから、各自が自覚して人権思想の普及に努力しなければなりません。これらの問題で困つておられる方がありましたら相談日においで下さい。人権擁護委員の方々がご相談に応じて下さいます。

当市の人権擁護委員は今まで武田京三、池田智、上田由松、森山歳太郎、貴島正男の五委員でしたが、森山、貴島両委員は去る十一月十九日付で任期が満了し、退任されました。今後は武田、池田、上田の三委員で運営していただきます。なお今月の定例相談は行いません。

火の用心

我が目・我が手で もう一度

本格的な冬となり、火を使う機会が多くなりましたが、火の元には特にご注意下さい。当市では今年始めから十月までの間、既に三十二件の火災が発生し、約五百二十万円の尊い財宝が灰となつています。消防署では常に防火にご協力下さいますよう呼びかけていますが、火事はちよつとした油断がもとで起ります。皆さんのご家庭の火の元は大丈夫ですか、もう一度調べて下さい。

○かまどの周りは整理されていますか、○煙突は屋根裏や天井板などと接したり、近づきすぎていませんか、○電気の配線がゆるん

もう一度調べよう

火の元は大丈夫か

で、とゆやトタンなどの金物に触れていませんか、この外石油コンロ、ガス器具などもう一度よく調べると共に、初期消火に備え、一杯のバケツの水でも多く水を用意して下さい。

事」

なお火事を発見された時は、次の要領で一刻も早く消防署へお知らせ下さい。

八尾電話局では＝番号なしで「火事」

東住吉電話局では＝東住吉（79）二、六〇〇番

柏原、恩智、千塚、河内、川辺電話局では＝火事です　八尾市消防署へ

巡査駐在所、巡査派出所からは＝警察署＝消防署の直通電話があります。

消防署がでたら所在地目標をはつきりと知らすこと。

慰問品

寄るべないとしよりの人達にと養老院へ真心のこもつた、数々の慰問品が次の方々から届けられました。心から感謝します。

二千円也　河内市若江地区婦人会
二千円也　久宝寺仏教婦人会
五千円也　西郷　角田悌也
六百円　竜華市場　日高義一
一千円也　八尾　ハリマチクサ
菓子四十五人分　花一束　成法中生徒一同
菓子四十五袋　竜小PTA一同

お米ともち米の配給

12月分

十二月分の家庭用米の配給は次の通りです。

第二回　内地米　三日
〃　準内地米　二日
第二回　内地米　三日
〃　準内地米　一日
第三回　内地米　二日
希望配給　内地米　十日
繰上げ配給　内地米　十日

六カ月間に八四件

氏名明記で投書を

声の集計

本年六月から十一月までの六カ月間、広報課へ寄せられた「声」の総数は八十四件で、このうち一般市民のみなさんからの投書は、三十九件となり、また、自治振興委員会地区委員会において問題となつた、いわゆる「地区の声」は四十五件となつています。

これを、それぞれの主管課別に分類すると、別項の通りとなり、最高が衛生課、ついで土木課、経済課の順となつています。

衛生課が首位を占めている理由としては、塵芥回収の要望が目立つて多く、市民のみなさんが環境衛生について、いかに協力的であるかがうかがわれます。

土木課関係では、道路の補修やバラスの撒布を望む声が圧倒的に多く、府道の舗装についても、早期実現が要望されています。

経済課関係では、農道の舗修、水路の改修、転出入手続事務の徹底化を望む声が多数ありました。

広報課では、これら市民のみなさんの貴重な「声」を、市政に反映させ、どんなに小さなご意見でも、無駄にしないように鋭意努力を続けて来ました。しかし、多くの投書のなかには、差出人の住所、氏名を明記されたものが少く、折角の有益なご意見も、大部分が差出人不明のために、直接の回答が出来ないので、整理がつかず困つています。

これら差出人不明のもので、一般普遍的な問題については、その都度、回答を時報に掲載していますが、この問題を解決する上においても、必ず住所、氏名を明記して頂くようお願いします。なお、紙上掲載の場合には、差出人の氏名は決して匿名以外に外部へ発表しませんから御了承下さい。

各課別受理件数

秘書	三	水道	六
広報	五	教委	一
税務	一	選管	一
徴税	二	消防	二
衛生	二一	府警察	五
土木	一七	府住宅	一
経済	九	保健所	一
商工	一	土木出張所	三
福祉	三	その他	二
計	八四		

新路線開通

近鉄循環バス

さきに市から近鉄に要望していました市内循環バスは、去る十一月十日から運行されています。コースは後記の通り近鉄八尾駅を起点とし、萱振廻り（一番）と小阪合廻り（二番）とがあります。運転時間は萱振廻りが初発六時五十分、終発二十時二十五分。小阪合廻りが初発六時三十五分、終発十九時四十分で、朝夕のラッシュ時には二十分毎、中間は四十分毎に運行されます。

また循環バスの運行と同時に山本花園間のバス路線が花園恩智間に延長され運行されています。この路線の恩智発の初発は午前七時終発が二〇時四〇分で朝夕のラッシュ時は二〇分＝三〇分間隔、中間は六〇分間隔となつています。

循環バスのコース

近鉄八尾駅前＝八尾市役所前＝庄の内＝小阪合住宅前＝小阪合＝五月橋＝山本駅前＝美好橋＝山本高校前＝萱振住宅前＝東和町＝近鉄八尾駅前

山本恩智間バス停留所

山本駅前＝五月橋＝山本球場前＝高安駅前＝曙川＝清友高校前＝恩智駅前

教育委員会規則（三面続き）

八尾市教育委員会処務規則中改正規則

第四条中第三号を削除し、第四号を第三号として、以下順次一号づつ繰上げる。

第四条中第五号の（ロ）の事項を次のように改める。

（ロ）事務局の各室課長、校園長及び教育機関の長の任免及び内申に関すること。

第四条第二項を次のように改める。

2　委員会は、前項各号に掲げる事項を除くほか、その権限に属する事務並びに八尾市教育委員会に対する事務委任規則（昭和三十一年八尾市規則第一〇一号）により、市長の権限に属する教育事務のうち、教育委員会に委任された事務を教育長に委任する。

第七条を削除する。

附　則

この規則は公布の日から施行し昭和三十一年十月一日から適用する。但し、第四条第二項の改正規定については、昭和三十一年十一月一日から適用する。

八尾市教育委員会に対する事務委員規則

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第百八十条の二の規定により、市長の権限に属する教育事務のうち、次に掲げる事項を教育委員会に委任する。

一　教育委員会の所掌に係る事項に関する収入を命令すること

二　教育委員会の所掌に係る事項に関する支出のうち、定期的及び決裁済のもの並びに一件二十万円以内の支出を命令すること

三　教育委員会の所掌に係る事項に関する一件二十万円以内の契約の締結、工事の施行、労力の使用、物件の購入、借入及び修繕並びに補償決定に関すること

四　教育委員会の所掌に係る事項に関する予算、見積の原案を作成すること

五　一件二十万円以内の教育財産の取得及び処分を決定すること

第二条　教育委員会は、前条の規定にかかわらず委任された事務について、重要且つ異例の事態が生じたときは、これを市長の決定にかからしめることができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十一月一日から適用する。

人事異動

命看護婦　事務員　山崎　進三
命市立病院勒務　看護婦　川村八江子
願により職を解く
＝以上十月三十一日付＝
命看護婦　田岡　甕子
命市立病院勒務　中城　彰子
＝以上十一月一日付＝
命看護婦　原尾サツ子
命市立病院勒務
＝十一月六日付＝
命看護婦　牲川　清子
命市立病院勒務
＝十一月十三日付＝
命看護婦　大畑サナエ
命市立病院勒務
＝十一月二十一日付＝
主事　仲谷　大司
主事補　柳原　時男
十二月一日より同月三十一日まで徴税応援のため山本出張所へ出向を命ずる
主事補　秦　現祥
同　大橋　進
同じく童華出張所へ出向を命ずる
主事補　吉村　芳夫
同じく高安出張所へ出向を命ずる
事務員　坪田　隆志
同じく久宝寺出張所へ出向を命ずる
主事　朝井　三郎
事務員　金井　隼夫
同じく徴税課へ出向を命ずる
主事　堅田　治
同じく竹渕出張所へ出向を命ずる
事務員　奥野　義明
同じく久宝寺出張所へ出向を命ずる
主事補　有谷　いち
同じく西郡出張所へ出向を命ずる
＝以上十一月三十一日付＝
八尾市教育委員会
指導主事　植田　広
八尾市主事に兼ねて任ずる
主事　植田　広
命出納員
＝以上十一月一日付

タバコ買うなら市内の店で
パット一つも他市では買わずれで市に入る二千万円
コしたのものでも積つた金が
ヤ尾の市民のためとなる
オくさん貴女のお心がけで
デる時渡そう市内のタバコ

◎市税はもうお納め下さいましたか、年内に完納して明るい正月を迎えましよう。

市民税
今月は固定資産税の第4期分の納期です
都市計画税（第二期）

市税は本庁、近くの出張所または金融機関へ納期内にお納め下さい。